表6-2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル)

	区 1	<b>域</b> の	<b>∀</b>		時 間 0	) 区分
		·	区	分	昼 間	夜 間
a 区域及び する区域	b 区域の	) うち1 車線	を有す	る道路に面	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a区域のう	ち2車絲	泉以上の道路	に面す	る区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
		泉以上の道路 と有する道路			7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a : おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

b:おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

c:おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

## 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例(等価騒音レベル)

昼間	夜間
7 5 デシベル以下	70デシベル以下

表6-3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時	間(	の 区	分
区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種 区 域	45デシベル	50デシベル	40デシベル	40デシベル
第 2 種 区 域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種 区 域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第 4 種 区 域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(注) (区域の区分)第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。 (おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低

層住居専用地域。)

第2種区域:住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。 (おおむ

ね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専

用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。)

第3種区域:住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、

その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。(おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域

および準工業地域)

第4種区域:主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の

生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある

区域。(おおむね都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分)朝:午前6時から午前8時まで、昼間:午前8時から午後7時まで

夕:午後7時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

(そ の 他)第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の 収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減 じた値とする。